

マルチマルチクレーム制限に関する審査基準改訂案 新旧対照表

・「現行」のアンダーラインは削除部分、「改訂案」のアンダーラインは追加部分に該当する。

第Ⅰ部審査総論 第1章 審査の基本方針と審査の流れ

	改訂案	現行
1	<p>2.1一回目の審査</p> <p>(2)先行技術調査及び拒絶理由の有無の判断(「第2章第2節先行技術調査及び新規性・進歩性等の判断」参照) 審査官は、次に、<u>特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件(第36条第6項第4号及び特許法施行規則24条の3第5号)</u>、<u>発明の単一性の要件(第37条)</u>、記載要件(第36条)等の調査の除外対象に関わる要件について検討し、本願の請求項に係る発明のうち、先行技術調査の対象とする発明を決定する。</p>	<p>2.1一回目の審査</p> <p>(2)先行技術調査及び拒絶理由の有無の判断(「第2章第2節先行技術調査及び新規性・進歩性等の判断」参照) 審査官は、次に、<u>発明の単一性(第37条)</u>の要件、記載要件(第36条)等の調査の除外対象に関わる要件について検討し、本願の請求項に係る発明のうち、先行技術調査の対象とする発明を決定する。</p>

第Ⅰ部審査総論 第2章 審査の手順 第2節 先行技術調査及び新規性・進歩性等の判断

	改訂案	現行
1	<p>2.1調査対象の決定</p> <p>一回目の審査においては、審査官は、請求項に係る発明(注)のうち、<u>「第Ⅱ部第2章第5節特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件」の2.及び「第Ⅱ部第3章発明の単一性」の4.</u>に示したところに照らして審査対象となる範囲を調査対象とする。二回目以降の審査においては、審査官は、上記<u>「第Ⅱ部第2章第5節特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件」</u>、「第Ⅱ部第3章発明の単一性」及び「第Ⅳ部第3章発明の特別な技術的特徴を変更する補正」の3.に示したところに照らして審査対象となる範囲を調査対象とする。</p>	<p>2.1調査対象の決定</p> <p>一回目の審査においては、審査官は、請求項に係る発明(注)のうち、「第Ⅱ部第3章発明の単一性」の4.に示したところに照らして審査対象となる範囲を調査対象とする。二回目以降の審査においては、審査官は、上記「第Ⅱ部第3章発明の単一性」及び「第Ⅳ部第3章発明の特別な技術的特徴を変更する補正」の3.に示したところに照らして審査対象となる範囲を調査対象とする。</p>
2	<p>2.3調査対象から除外され得る発明</p> <p>以下の類型(i)から(vi)まで(以下この部において「除外対象」という。)のいずれかに該当する発明は、調査対象から除外され得る。 しかし、審査官は、<u>第36条第6項第4号及び特許法施行規則24条の3第5号</u>、<u>第37条並びに</u>第17条の2第4項以外の要件の審査対象とした発明については、調査</p>	<p>2.3調査対象から除外され得る発明</p> <p>以下の類型(i)から(vi)まで(以下この部において「除外対象」という。)のいずれかに該当する発明は、調査対象から除外され得る。 しかし、審査官は、<u>第37条</u>や第17条の2第4項以外の要件の審査対象とした発明については、調査対象から除外する発明ができる限り少なくなるように留意する。</p>

	対象から除外する発明ができる限り少なくなるように留意する。
--	-------------------------------

第 I 部 審査総論 第 2 章 審査の手順 第 3 節 拒絶理由通知

	改訂案	現行
1	<p>3.2.1「最後の拒絶理由通知」とする場合 ...</p> <p><u>例7:「第II部第2章第5節 特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件」に示したところに照らして第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号以外の要件についての審査対象とならない発明を含むように、請求項が補正された場合に、その旨のみを通知する拒絶理由通知</u></p> <p>例8: 上記例1から例7までの複数に該当する場合に、それらの旨のみを通知する拒絶理由通知</p>	<p>3.2.1「最後の拒絶理由通知」とする場合 ...</p> <p>例7: 上記例1から例6までの複数に該当する場合に、それらの旨のみを通知する拒絶理由通知</p>
2	<p>b 先行技術調査の除外対象とした発明について、「最初の拒絶理由通知」に対する応答時の補正により、新規性、進歩性等についての審査をすることが必要になった結果、通知することが必要になった拒絶理由のみを通知する拒絶理由通知</p> <p>(説明) 新規性、進歩性等についての審査をしなかった発明(先行技術調査の除外対象に該当するため、新規性、進歩性等についての審査をしなかったことを、理由とともに明記した場合に限る。)について補正がされた場合は、当該補正後の発明を審査することは、補正により追加した請求項について改めて審査をすることと実質的に同じであるため、「最後の拒絶理由通知」とする。</p> <p>例9: 請求項の記載が発明の詳細な説明及び図面の記載並びに出願時の技術常識を参酌しても把握することができないほど明確でなく、新規性、進歩性等についての審査をしなかった請求項について、補正がされ、補正後の請求項について新規性、進歩性等に関する拒絶理由を発見した場合に、その旨のみを通知する拒絶理由通知</p> <p>例10: 請求項に新規事項が追加されていることが明らかであるために、新規性、進歩性等についての審査をせずに新規事項が追加されている旨の拒絶理由を通知</p>	<p>b 先行技術調査の除外対象とした発明について、「最初の拒絶理由通知」に対する応答時の補正により、新規性、進歩性等についての審査をすることが必要になった結果、通知することが必要になった拒絶理由のみを通知する拒絶理由通知</p> <p>(説明) 新規性、進歩性等についての審査をしなかった発明(先行技術調査の除外対象に該当するため、新規性、進歩性等についての審査をしなかったことを、理由とともに明記した場合に限る。)について補正がされた場合は、当該補正後の発明を審査することは、補正により追加した請求項について改めて審査をすることと実質的に同じであるため、「最後の拒絶理由通知」とする。</p> <p>例8: 請求項の記載が発明の詳細な説明及び図面の記載並びに出願時の技術常識を参酌しても把握することができないほど明確でなく、新規性、進歩性等についての審査をしなかった請求項について、補正がされ、補正後の請求項について新規性、進歩性等に関する拒絶理由を発見した場合に、その旨のみを通知する拒絶理由通知</p> <p>例9: 請求項に新規事項が追加されていることが明らかであるために、新規性、進歩性等についての審査をせずに新規事項が追加されている旨の拒絶理由を通知</p>

<p>した請求項について、補正がされ、補正後の請求項について新規性、進歩性等に関する拒絶理由を発見した場合に、その旨のみを通知する拒絶理由通知</p> <p>例11: 上記例9及び例10の双方に該当する場合に、それらの旨のみを通知する拒絶理由通知</p>	<p>した請求項について、補正がされ、補正後の請求項について新規性、進歩性等に関する拒絶理由を発見した場合に、その旨のみを通知する拒絶理由通知</p> <p>例10: 上記例8及び例9の双方に該当する場合に、それらの旨のみを通知する拒絶理由通知</p>
<p>3</p> <p><u>c. 特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件(第36条第6項第4号及び特許法施行規則24条の3第5号)以外の要件について審査対象としなかった発明について、「最初の拒絶理由通知」に対する応答時の補正により、前記委任省令要件以外の要件について審査をすることが必要になった結果、通知することが必要になった拒絶理由のみを通知する拒絶理由通知。</u></p> <p>(説明)</p> <p><u>特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件(第36条第6項第4号及び特許法施行規則24条の3第5号)以外の要件についての審査をしなかった発明(前記委任省令要件以外の要件について審査をしなかったことを、理由とともに明記した場合に限る。)について補正がされた場合は、当該補正後の発明を審査することは、補正により追加した請求項について改めて審査をすることと実質的に同じであるため、「最後の拒絶理由通知」とする。</u></p> <p>(留意事項)</p> <p><u>意見書等を参酌した結果、補正前の請求項に係る発明について、上記委任省令要件違反とすべきではなかったと判断した場合に、補正後のその請求項に係る発明について通知する拒絶理由は、「最初の拒絶理由通知」とする。</u></p>	<p>(新設)</p>
<p>4</p> <p>4.拒絶理由通知をする際の留意事項</p> <p>...</p> <p>(4)<u>「第II部第2章第5節 特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件」に示したところに照らして第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号以外の要件について審査対象とならない発明(第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号違反)、「第II部第3章 発明の単一性」に示したところに照らして第37条以外の要件についての審査対象とならない発明(第37条違反)又は「第IV部第3章 発明の特別な技術的特徴を変更する補正」に示したところに照らして第17条の2第4項以外の要件についての審査対象とならない補正後の発明(第17条の2第4項違反)に関しては、第36条第6項第4号及び特許法施行規則24条の3第5号、第</u></p>	<p>4.拒絶理由通知をする際の留意事項</p> <p>(4)「第II部第3章 発明の単一性」に示したところに照らして第37条以外の要件についての審査対象とならない発明(第37条違反)や、「第IV部第3章 発明の特別な技術的特徴を変更する補正」に示したところに照らして第17条の2第4項以外の要件についての審査対象とならない補正後の発明(第17条の2第4項違反)に関しては、第37条又は第17条の2第4項以外の要件についての審査をしていないことを明記した上で、それぞれの拒絶理由のみを示す。</p>

	37条又は第17条の2第4項以外の要件についての審査をしていないことを明記した上で、それぞれの拒絶理由のみを示す。
--	---

第 II 部 第 2 章 第 5 節 特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件(特許法第 36 条第 6 項第 4 号)

	改訂案	現行
1	<p>1.概要</p> <p>特許法第36条第6項第4号は、特許請求の範囲の記載に関する技術的な規定、すなわち特許請求の範囲をどのように記載すべきかを、特許法施行規則第24条の3に委任するものである。</p> <p><u>ここで、特許法施行規則第24条の3第5号は、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用して請求項を記載するにあたって、引用される請求項が、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用するものであってはならない旨規定している。</u></p> <p><u>他の二以上の請求項を択一的に引用する請求項(以下この節において「択一的な多数項引用形式請求項」という。)を引用する択一的な多数項引用形式請求項については、引用する各請求項の記載を組み合わせることで発明を認定する困難を生じさせることから、第三者の監視負担及び審査負担の原因となるものである。こうした観点から、請求項の記載形式を制限するものとして特許法施行規則第24条の3第5号は設けられたものである。</u></p>	<p>1.概要</p> <p>特許法第36条第6項第4号は、特許請求の範囲の記載に関する技術的な規定、すなわち特許請求の範囲をどのように記載すべきかを、特許法施行規則第24条の3に委任するものである。</p>
2	<p>2.第36条第6項第4号についての判断</p> <p><u>2.1特許法施行規則第24条の3第1号から同条第4号に違反する類型</u></p> <p>以下に、<u>特許法施行規則第24条の3第1号から同条第4号に違反し</u>、第36条第6項第4号違反と判断される類型(1)から(4)までを示す。</p> <p>(1)請求項ごとに行を改めて記載されていない、又は一の番号を付して記載されていない場合(<u>特許法</u>施行規則第24条の3第1号違反)</p> <p>例1: [請求項1]特定構造のボールベアリング[請求項2]外輪の外側に環状緩衝体を設けた請求項1記載のボールベアリング。 (説明)</p>	<p>2.第36条第6項第4号についての判断</p> <p>以下に、第36条第6項第4号違反と判断される類型(1)から(4)までを示す。</p> <p>(1)請求項ごとに行を改めて記載されていない、又は一の番号を付して記載されていない場合(施行規則第24条の3第1号違反)</p> <p>例1: [請求項1]特定構造のボールベアリング[請求項2]外輪の外側に環状緩衝体を設けた請求項1記載のボールベアリング。 (説明)</p>

<p>請求項2の行が改まっていない。</p> <p>例2: [請求項]特定構造のボールベアリング。 [請求項]外輪の外側に環状緩衝体を設けた特定構造のボールベアリング。 (説明) 一の番号を付して記載されていない。</p> <p>(2)請求項に付す番号が、記載する順序により連続番号となっていない場合(特許法施行規則第24条の3第2号違反)</p> <p>例3: [請求項1]特定構造のボールベアリング。 [請求項3]外輪の外側に環状緩衝体を設けた請求項1記載のボールベアリング。 (説明) 請求項1の次が請求項3となっており、請求項が連続番号となっていない。</p> <p>(3)請求項の記載における他の請求項の記載の引用が、その請求項に付した番号によりされていない場合(特許法施行規則第24条の3第3号違反)</p> <p>例4: [請求項1]特定構造のボールベアリング。 [請求項2]特定の工程による先に記載したボールベアリングの製法。 (説明) 請求項2の「先に記載したボールベアリング」の記載は、請求項に付した番号により引用していない。</p> <p>(4)他の請求項を引用して請求項を記載する際に、その請求項が、引用する請求項よりも前に記載されている場合(特許法施行規則第24条の3第4号違反)</p> <p>例5: [請求項1]外輪の外側に環状緩衝体を設けた請求項2記載のボールベアリング。 [請求項2]特定構造のボールベアリング。</p>	<p>請求項2の行が改まっていない。</p> <p>例2: [請求項]特定構造のボールベアリング。 [請求項]外輪の外側に環状緩衝体を設けた特定構造のボールベアリング。 (説明) 一の番号を付して記載されていない。</p> <p>(2)請求項に付す番号が、記載する順序により連続番号となっていない場合(施行規則第24条の3第2号違反)</p> <p>例3: [請求項1]特定構造のボールベアリング。 [請求項3]外輪の外側に環状緩衝体を設けた請求項1記載のボールベアリング。 (説明) 請求項1の次が請求項3となっており、請求項が連続番号となっていない。</p> <p>(3)請求項の記載における他の請求項の記載の引用が、その請求項に付した番号によりされていない場合(施行規則第24条の3第3号違反)</p> <p>例4: [請求項1]特定構造のボールベアリング。 [請求項2]特定の工程による先に記載したボールベアリングの製法。 (説明) 請求項2の「先に記載したボールベアリング」の記載は、請求項に付した番号により引用していない。</p> <p>(4)他の請求項を引用して請求項を記載する際に、その請求項が、引用する請求項よりも前に記載されている場合(施行規則第24条の3第4号違反)</p> <p>例5: [請求項1]外輪の外側に環状緩衝体を設けた請求項2記載のボールベアリング。 [請求項2]特定構造のボールベアリング。</p>
---	--

	<p>(説明) 請求項2を引用する請求項1が、請求項2より前に記載されている。</p>	<p>(説明) 請求項2を引用する請求項1が、請求項2より前に記載されている。</p>
3	<p><u>2.2 特許法施行規則第24条の3第5号の違反について</u></p> <p><u>審査官は、特許法施行規則第24条の3第5号に違反する請求項に係る発明及び同請求項を引用する請求項に係る発明については、第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号以外の要件についての審査対象としない。</u></p> <p>(説明)</p> <p><u>特許法施行規則第24条の3第5号は、審査負担の軽減を目的の一つとして、請求項の記載形式を制限するものとして設けられたものである。同条第5号に違反する請求項に係る発明について第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号以外の要件についての審査対象とすることは、特許法施行規則第24条の3第5号が設けられた趣旨に反することになるだけでなく、適切な請求項の記載形式によりした出願とそうでない出願との間の取扱いの公平性を損なう一因ともなる。</u></p> <p><u>よって、同条第5号に違反する請求項に係る発明については、第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号以外の要件についての審査対象としない。</u></p> <p><u>また、同条第5号に違反しない請求項であっても、同条第5号に違反する請求項を引用する請求項(例えば、同条第5号に違反する請求項を引用する単項引用形式請求項)については、同条第5号に違反する請求項の記載を引用して請求項を記載するものであるから、当該請求項に係る発明についても同様に第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号以外の要件についての審査対象としない。</u></p> <p><u>以下に、特許法施行規則第24条の3第5号に違反し、第36条第6項第4号違反と判断される類型(5)について示す。</u></p> <p><u>(5) 他の二以上の請求項の記載を択一的に引用して請求項が記載される際に、引用する請求項が、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用している場合(特許法施行規則第24条の3第5号違反)</u></p> <p>例6: [請求項1]特定構造のボールベアリング。 [請求項2]内輪がステンレス鋼である請求項1記載のボールベアリング。</p>	<p>(新設)</p>

[請求項3]外輪がステンレス鋼である請求項1又は2記載のボールベアリング。
[請求項4]外輪の外側に環状緩衝体を設けた請求項1から請求項3のいずれか1項に記載のボールベアリング。

[請求項5]前記環状緩衝体はゴムである請求項4記載のボールベアリング。

(説明)

択一的な多数項引用形式請求項である請求項4は、他の択一的な多数項引用形式請求項である請求項3を引用しているため、特許法施行規則第24条の3第5号違反となる。請求項5は、同条第5号違反とはならないものの、同条第5号に違反する請求項4を引用する請求項であるので、審査官は、請求項4及び請求項5については、第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号以外の要件についての審査対象としない。

例7:

[請求項1]特定構造のボールベアリング。

[請求項2]内輪がステンレス鋼である請求項1記載のボールベアリング。

[請求項3]外輪がステンレス鋼である請求項1又は2記載のボールベアリング。

[請求項4]請求項1～3のいずれか1項に記載のボールベアリングを製造する方法。

(説明)

請求項3に係る発明と請求項4に係る発明は発明のカテゴリーが異なるものの、択一的な多数項引用形式請求項である請求項4は、他の択一的な多数項引用形式請求項である請求項3を引用しているため、特許法施行規則第24条の3第5号違反となる。審査官は、請求項4については、第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号以外の要件についての審査対象としない。

例8:

[請求項1]特定構造のボールベアリング。

[請求項2] 外輪の外側に環状緩衝体を設けた請求項1記載のボールベアリング。

[請求項3]内輪がステンレス鋼である請求項1又は2記載のボールベアリング。

[請求項4]前記ステンレス鋼はフェライト系ステンレス鋼である請求項3記載のボールベアリング。

[請求項5]前記ステンレス鋼はマルテンサイト系ステンレス鋼である請求項3記載のボールベアリング。

[請求項6]外輪がステンレス鋼である請求項4又は5記載のボールベアリング。

	<p>(説明)</p> <p>択一的な多数項引用形式請求項である請求項6は、他の択一的な多数項引用形式請求項である請求項3を間接的に引用しているため、特許法施行規則第24条の3第5号違反となる。審査官は、請求項6については、第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号以外の要件についての審査対象としない。</p> <p>例9:</p> <p>[請求項1]特定構造のネジ山を有するボルト。 [請求項2]アルミニウム合金からなる請求項1記載のボルト。 [請求項3]さらにフランジ部を有する請求項1又は2記載のボルト。 [請求項4]特定構造のネジ溝を有するナット。 [請求項5]アルミニウム合金からなる請求項4記載のナット。 [請求項6]さらにフランジ部を有する請求項4又は5記載のナット。 [請求項7]請求項1から請求項3のいずれか1項に記載のボルト、及び、請求項4から請求項6のいずれか1項に記載のナットからなる締結装置。</p> <p>(説明)</p> <p>択一的な多数項引用形式請求項である請求項7は、他の択一的な多数項引用形式請求項である請求項3及び6を引用しているため、特許法施行規則第24条の3第5号違反となる。審査官は、請求項7については、第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号以外の要件についての審査対象としない。</p> <p>なお、上記例9において、請求項7が、請求項3及び6のみを引用する場合は、請求項7は択一的な多数項引用形式請求項に該当しないため特許法施行規則第24条の3第5号違反とならない。</p>	
4	<p>3.1 拒絶理由通知</p> <p>審査官は、特許請求の範囲の記載が第36条第6項第4号の要件に違反したものと判断した場合は、その旨の拒絶理由通知をする。その場合には、審査官は、該当する請求項及びこの要件に違反したものと判断した理由を具体的に説明する。</p> <p>理由を具体的に説明せず、「特許請求の範囲の記載は第36条第6項第4号の要件に違反している」とだけ記載することは適切でない。出願人が有効な反論をすることや拒絶理由を回避するための補正の方向を理解することが困難になるからである。</p> <p>審査官は、特許法施行規則第24条の3第5号に違反する請求項があると判断し</p>	<p>3.1 拒絶理由通知</p> <p>審査官は、特許請求の範囲の記載が第36条第6項第4号の要件に違反したものと判断した場合は、その旨の拒絶理由通知をする。その場合には、審査官は、該当する請求項及びこの要件に違反したものと判断した理由を具体的に説明する。理由を具体的に説明せず、「特許請求の範囲の記載は第36条第6項第4号の要件に違反している」とだけ記載することは適切でない。出願人が有効な反論をすることや拒絶理由を回避するための補正の方向を理解することが困難になるからである。</p>

<p><u>た場合は、拒絶理由通知に、拒絶理由の記載に加えて、第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号以外の要件についての審査対象とならない発明を明示するとともに審査対象とならない理由を記載する。</u></p> <p><u>また、特許法施行規則第24条の3第5号に違反する請求項を引用する請求項がある場合には、同請求項に対する拒絶理由は通知しないものの、第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号以外の要件についての審査対象とならない発明を明示するとともに審査対象とならない理由を記載する。</u></p>	
---	--

第 II 部 明細書及び特許請求の範囲 第 3 章 発明の単一性(特許法第 37 条)

	改訂案	現行
1	<p>4.審査対象の具体的な決定手順</p> <p>審査官は、「特別な技術的特徴」及び「審査の効率性」に基づいて、審査対象を決定する。</p> <p>具体的には、審査官は、以下の4.1及び4.2の決定手順のいずれかに基づいて審査対象と決定したものについては、第37条以外の要件についての審査をする(審査対象の具体的な決定手順の流れについては、後掲の図を参照。)</p> <p><u>「第II部第2章第5節 特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件」の2.に示したところに照らして、特定の請求項に係る発明について第36条第6項第4号及び特許法施行規則第24条の3第5号以外の要件についての審査対象から除外する場合には、当該請求項を除いた後の特許請求の範囲に基づいて、第37条以外の要件についての審査対象を決定する。</u></p>	<p>4.審査対象の具体的な決定手順</p> <p>審査官は、「特別な技術的特徴」及び「審査の効率性」に基づいて、審査対象を決定する。</p> <p>具体的には、審査官は、以下の4.1及び4.2の決定手順のいずれかに基づいて審査対象と決定したものについては、第37条以外の要件についての審査をする(審査対象の具体的な決定手順の流れについては、後掲の図を参照。)</p>

第 II 部 明細書及び特許請求の範囲<関連規定>

	改訂案	現行
1	<p>…</p> <p>(特許請求の範囲の記載)</p> <p>第24条の3特許法第三十六条第六項第四号の経済産業省令で定めるところによる特許請求の範囲の記載は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一請求項ごとに行を改め、一の番号を付して記載しなければならない。</p> <p>二請求項に付す番号は、記載する順序により連続番号としなければならない。</p> <p>三請求項の記載における他の請求項の記載の引用は、その請求項に付した番号によりしなければならない。</p>	<p>…</p> <p>(特許請求の範囲の記載)</p> <p>第24条の3特許法第三十六条第六項第四号の経済産業省令で定めるところによる特許請求の範囲の記載は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>一請求項ごとに行を改め、一の番号を付して記載しなければならない。</p> <p>二請求項に付す番号は、記載する順序により連続番号としなければならない。</p> <p>三請求項の記載における他の請求項の記載の引用は、その請求項に付した番号によりしなければならない。</p>

<p>四他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、引用する請求項より前に記載してはならない。</p> <p><u>五他の二以上の請求項の記載を択一的に引用して請求項を記載するときは、引用する請求項は、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用してはならない。</u></p> <p>…</p>	<p>四他の請求項の記載を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、引用する請求項より前に記載してはならない。</p> <p>…</p>
---	--

第 X 部 実用新案 第 1 章 実用新案登録の基礎的要件

	改訂案	現行
1	<p>2.3実用新案登録請求の範囲に関する委任省令要件違反(第6条の2第3号、第14条の3第3号、第5条第6項第4号及び実用新案法施行規則第4条)</p> <p>実用新案登録請求の範囲の記載が以下の(i)から(v)までのいずれかに該当する場合に、実用新案登録請求の範囲に関する委任省令要件違反に該当する。</p> <p>(i)請求項ごとに行を改め、一の番号を付して記載されていない場合 (ii)請求項に付す番号について、記載する順序により連続番号となっていない場合 (iii)請求項の記載における他の請求項の記載の引用がその請求項に付した番号によりなされていない場合 (iv)他の請求項の記載を引用して請求項が記載される際に、その請求項が引用する請求項より前に記載されている場合 <u>(v)他の二以上の請求項の記載を択一的に引用して請求項が記載される際に、引用する請求項が、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用している場合</u></p>	<p>2.3実用新案登録請求の範囲に関する委任省令要件違反(第6条の2第3号、第14条の3第3号、第5条第6項第4号及び実用新案法施行規則第4条)</p> <p>実用新案登録請求の範囲の記載が以下の(i)から(iv)までのいずれかに該当する場合に、実用新案登録請求の範囲に関する委任省令要件違反に該当する。</p> <p>(i)請求項ごとに行を改め、一の番号を付して記載されていない場合 (ii)請求項に付す番号について、記載する順序により連続番号となっていない場合 (iii)請求項の記載における他の請求項の記載の引用がその請求項に付した番号によりなされていない場合 (iv)他の請求項の記載を引用して請求項が記載される際に、その請求項が引用する請求項より前に記載されている場合</p>